

石川県公報

平成 23 年 7 月 15 日

第 1 2 4 0 7 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	4
保安林の指定予定 (森林管理課)	2	土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	4
保安林の指定実施要件の変更予定 (同)	2	土地改良区の役員就任公告 (同)	4
県道の区域の変更 (道路整備課)	3	県営土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課)	5
県道の供用の開始 (同)	3	基本測量実施公告 (監理課)	5
		公共測量実施公告 (同)	5

告 示

石川県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あさい皮膚科クリニック	小松市吉竹町4丁目222番地	平成23年5月1日
よこみやクリニック	石川郡野々市町横宮町86番地2	"
さわのデンタルクリニック	かほく市七窪八1番地5	"
かじ内科クリニック	鹿島郡中能登町二宮ホ部210番地1	平成23年5月2日
シメノドラッグ高浜薬局	羽咋郡志賀町高浜町ヤ69	"

石川県告示第294号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あさい皮膚科クリニック	小松市吉竹町4丁目222番地	平成23年5月1日
よこみやクリニック	石川郡野々市町横宮町86番地2	"
さわのデンタルクリニック	かほく市七窪八1番地5	"
かじ内科クリニック	鹿島郡中能登町二宮ホ部210番地1	平成23年5月2日
シメノドラッグ高浜薬局	羽咋郡志賀町高浜町ヤ69	"

石川県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所
白山市鹿島町る203から205まで
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
金沢市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
金沢市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年7月15日から同年8月1日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
小松鶴来線	下記区間を道路区域から除外する。			南加賀土木総合事務所維持管理課	
	能美市岩本町480番地先から 能美市岩本町424番地先まで		7.40～10.40 60.0		
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ11番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ111番1地先まで 及び	旧	8.00～17.83 及び	78.3 及び	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡穴水町字川島イ11番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ111番1地先まで		6.00～18.58	80.1	
	鳳珠郡穴水町字川島イ11番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ111番1地先まで	新	8.00～17.83	78.3	
	鳳珠郡穴水町字川島イ11番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ111番1地先まで		10.00～20.33	53.0	
"	鳳珠郡穴水町字大町二32番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ27番1地先まで	旧	8.00～16.39	53.0	"
		新	10.00～20.33	53.0	

石川県告示第298号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年7月15日から同年8月1日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ13番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ111番1地先まで	平成23年7月15日	奥能登土木総合事務所維持管理課
"	鳳珠郡穴水町字大町二32番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ27番1地先まで	"	"

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
山越 信貴 宮坂 大悟 山田 紀子	県内全域	金沢市京町23番5号 社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
山越 信貴 宮坂 大悟	"	金沢市京町20番3号 社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
篠崎 絵里	"	金沢市宝町13番1号 金沢大学附属病院

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
竹越 忠美 水野 和徳	輪島市山岸町は1番地1 市立輪島病院	平成23年3月31日
栗倉 武	輪島市里町1部6番地3 栗倉医院	"
蒲田 三郎	輪島市河井町24部1番地 蒲田医院	"
瀬戸 博	輪島市河井町17部2-7番地 瀬戸医院	"
小島 貞雄	輪島市門前町劔地1の8番地2 小島医院	"
毎田 恒 毎田 武夫	輪島市町野町栗蔵水部26番地 毎田医院	"

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

菅谷土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	村 田 博	加賀市山中温泉菅谷町への100番地	平成22年10月19日
"	辻 新太郎	" 山中温泉菅谷町水9番地1	"
"	森 本 誠 一	" 山中温泉菅谷町への103番地	"
"	村 井 幸 一	" 山中温泉菅谷町への129番地	"
"	幸 前 敏 夫	" 山中温泉菅谷町イ221番地	"
監 事	山 田 健 一	" 山中温泉菅谷町へ131番地	"
"	浅 田 孝	" 山中温泉菅谷町へ101番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

菅谷土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	村田 博	加賀市山中温泉菅谷町への100番地	平成22年10月20日
"	辻 新太郎	" 山中温泉菅谷町ホ9番地1	"
"	森本 誠一	" 山中温泉菅谷町への103番地	"
"	村井 幸一	" 山中温泉菅谷町への129番地	"
"	幸前 敏夫	" 山中温泉菅谷町イ221番地	"
監事	山田 健一	" 山中温泉菅谷町へ131番地	"
"	浅田 孝	" 山中温泉菅谷町へ101番地	"

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
老朽ため池整備事業	水白地区	平成21年3月25日
"	中谷内地区	平成21年7月31日
農免農道整備事業	北潟5期地区	平成21年12月21日
農業用河川工作物応急対策事業	菱分地区	平成22年3月24日
県営ほ場整備事業（農業法人育成型）	南吉田地区	平成22年5月31日
広域営農団地農道整備事業	羽咋地区	平成22年7月13日
県営ほ場整備事業（面的集積型）	志雄地区	平成23年3月25日
老朽ため池整備事業	持坂地区	"
県営土地改良総合整備事業（経営体育成型）	上野・大津地区	平成23年3月28日
県営かんがい排水事業	中村用水地区	平成23年3月31日

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (基準点測量)	平成23年7月5日から 平成24年3月1日まで	羽咋郡宝達志水町、羽咋郡志賀町、 七尾市、珠洲市
基本測量 (水準測量)	平成23年8月1日から 平成24年3月10日まで	金沢市

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市菅谷町土地区画整理組合設立準備委員会から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (白山市曾谷町土地区画整理事業)	平成23年7月11日から 同年12月31日まで	白山市北東部地域